

令和2年4・5月の取り扱いについて

○全学年共通

・PTA会費の徴収月を変更

例年、5月にPTA会費を徴収させていただいておりますが、4月に給食費の徴収が無いため、4月に繰り上げて徴収をさせていただきます。

5月の徴収額を少なくする目的がございます。ご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

○1年生 5月分給食費について

・令和2年2月の口座振替ができていたご家庭

小学校での返金相当額が中学校へ引き継がれているため、給食費の徴収金額が減額になります。 $5,000 - 3,585 = 1,415$ 円を徴収いたします。

・令和2年2月の口座振替ができていなかったご家庭

返金相当額の引き継ぎが無いため、通常通り給食費5,000円を徴収いたします。

○2、3年生 5月分給食費について

・令和2年2月の口座振替ができていたご家庭

返金相当額が4月分に充当されるため、給食費の徴収金額が減額になります。 $5,000 - 4,500 = 500$ 円を徴収いたします。

・令和2年2月の口座振替ができていなかったご家庭

返金相当額がありませんので、通常通り給食費5,000円を徴収いたします。

○令和元年度に、寄居町給食費第3子補助金の適用を受けていたご家庭

町からの補助金という取り扱いになるため、3月分の返金相当額が寄居町へ返還され、5月分給食費への充当ができないことになりました。そのため、通常通り給食費5,000円を徴収する予定でおります。今年度分の申請につきましては、町より連絡が入り次第、申請書等配布させていただきます。

※この取扱いは、寄居町学校給食センターの指示をもとに作成しております。